



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

「中華人民共和國稅關輸出入貨物課稅價格查定弁法」の改正・公布

2013 年 12 月 25 日、税関総署署長は広州において税関総署第 213 号令に署名し、「中華人民共和國稅關輸出入貨物課稅價格查定弁法」

(以下「本弁法」という。)を公布し、2014 年 2 月 1 日から施行された。本弁法は、2006 年 3 月 28 日に発布された税関総署令 148 号文

(以下「従来の規定」という。)を改正したもので、今回の改正内容には主に以下の 5 点が含まれている。

- 1) 本弁法では、「国内販売保稅貨物課稅價格の確定」に関する関連規定が削除され、当該部分の規定は、同一時期に別途採択・公布された「中華人民共和國稅關国内販売保稅貨物課稅價格查定弁法」(税関総署令第 211 号)で別途単独で規定されている。加工貿易企業保稅輸入にかかわる貨物、税関特殊監督管理区域から境内区外に入る、輸入とみなされる保稅貨物の課稅價格の確定問題について、2014 年 2 月 1 日からは税関総署令 211 号文の規定を適用しなければならない。
- 2) 税関は特殊關係が輸入貨物の取引價格に影響を与えるか否かを確認する際に、一般的な商慣習の面を考慮することができるという規定が新たに追加された。新たに追加された第 18 条には、「税関は、貨物販売に関する状況について審査し、一般的な商慣習に適合していると判断した場合には、特殊關係が輸入貨物の取引價格に影響を与えていないと確定することができる。」と規定されている。

世民律師事務所は、1999 年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : info@shiminlaw.com

上海 +86-21-6882-5007

北京 +86-10-5811-6181

広州 +86-20-3825-1500

大連 +86-411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

- 3) 「輸入貨物の課税価格」の定義（第 5 条）に含まれている「貨物が運送されて国内に到着してから荷卸しをする前までの運送及びその関連費用、保険料」部分と、第 4 章のタイトル及びその一部の内容について前後を統一し、用語が更に正確になった。また、輸入貨物の運賃を確定することができない状況が発生した場合には、本弁法では、従来規定されている「税関は、当該貨物の実際運送原価又は当該貨物の輸入と同一期間の、運送業界が公布する運賃率（額）に従い運賃を計算しなければならない。」という規定を「税関は、当該貨物の輸入と同一期間の正常な運送原価に従い審査確定しなければならない。」と修正している。
- 4) 輸出貨物課税価格に含まれる項目内容を修正し、従来の規定の中の輸出貨物の課税価格に算入しない「貨物代金において単独で列挙される、売主が負担するコミッション」の部分を削除した。
- 5) 「荷卸し前」と「積み卸し前」の定義・規定を追加した。

具体的な<改正内容>と従来の規定との対比については、下記のアドレスまでお問い合わせください。

info@shiminlaw.com

弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。